

食安発0907第1号

平成24年9月7日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長



食品中の放射性物質の基準に係る経過措置の一部終了に伴う取扱いについて

食品中の放射性物質の基準値については、平成24年厚生労働省令第31号、厚生労働省告示第129号及び第130号（以下「省令等」という。）により、暫定規制値に替わる新たな基準値が定められ、本年4月1日より施行されています。

これに伴い、流通に混乱が起きないように準備期間が必要な食品（以下「経過措置品目」という。）については、省令等により経過措置が設けられ、経過措置期間中においては、暫定規制値が適用されることとしました。

この度、経過措置品目のうち、米、牛の筋肉、脂肪、肝臓、腎臓及び食用に供される部分（筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓を除く。）並びにこれらを原材料として製造され、加工され、又は輸入される食品（ただし、平成24年9月30日までに製造され、加工され、又は輸入された食品を除く。）については、平成24年9月30日をもって経過措置期間が終了し、平成24年10月1日以降は、新たな基準値が適用されることとなるので、新たな基準値を超過する食品が流通することがないように、貴管下関係業者等に対して、再度周知徹底を図るなど特段の対応をお願いします。